

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後 1 ヶ月以内の場合はサービス利用料の全額を返還するものとする。
- (2) 入社日以後 1 ヶ月より 3 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 50 % を返還するものとする。

ただし、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	28-ユ-300848
事業所の名称及び所在地	ISSHINNDOU 合同会社
	神戸市北区藤原台北町 3 丁目 13-2